

### 防災豆知識



【第1問】「ローリングストック」という備蓄の方法があります。次のうち「ローリングストック」と呼ばれている備蓄の方法は？

- ①長期保存ができるものを大量に備蓄する
- ②日常的に買うものを古いものから食べたり使ったりして、また買い足すを繰り返す
- ③非常食を1食ずつわかりやすいように分けて備蓄する
- ④近所にお住まいの人と協力して備蓄する

【第2問】市では、「FMひらかた」と連携し、災害時に緊急放送として各種情報を伝達するため、試験的に平時より「ラジオシティ八幡」という番組で防災などに関する市政情報を放送しています。「ラジオシティ八幡」を聴取することができる「FMひらかた」の周波数は？

- ①77.8MHz
- ②77.9MHz
- ③81.2MHz
- ④81.3MHz

#### 2月号解答

【第1問】③転倒防止用突っ張り棒をタンスの上部手前側に取り付ける…家具が手前に転倒する場合、奥のほうを持ち上がりますので、転倒防止用突っ張り棒はタンスの上部「奥」側に取り付けましょう。

【第2問】④日奈久断層帯…日奈久断層帯は、熊本地震が発生した活断層帯です。

問防災安全課(☎983-3200)

## 国保医療課からのお知らせ

京都府国民健康保険被保険者証

有効期限 令和4年3月31日

記号番号 幅15-999999

氏名 八幡 太郎

生年月日 昭和25年1月1日 性別 男

世帯主氏名 八幡 太郎

住所 京都府八幡市八幡園内75番地

適用開始年月日 平成20年4月1日

交付年月日 令和2年4月1日

保険者番号 260117 交付者名 八幡市

### 保険証を4月に更新

八幡市国民健康保険(国保)の保険証を4月に更新します。保険証の有効期間は2年です(有効期間内に75歳になられる人は誕生日の前日まで。外国人は在留期限の翌日まで)。

保険料を滞納されていない人には、3月中旬に郵送します。簡易書留郵便で送付しますので、留守等不在で届かない場合は、国保医療課までお問い合わせください。

※旧保険証は、4月1日以降、国保医療課へ返還していただくか、細かく裁断するなど、確実な処分をお願いします。

▲新保険証 新しい保険証は赤紫色で、有効期間は2年です。

問国保医療課国保係(☎983-2962)

### 子育て支援医療費受給者証

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に、入院・通院時の医療費助成を実施しています。

制度対象者のうち、新中学1年生(令和5年3月まで有効期限を延長した受給者証(白色・さくら色))を、3月に送付します。

☆生活保護など他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人、また、公的医療制度を受けていないのに受給者証が届かない新中学1年生は、国保医療課まで連絡してください。

☆対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

問国保医療課医療係(☎983-2976)

### 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(平成30年8月1日～令和元年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。

対象期間中に他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた場合は、その自己負担額も合算

できます。詳しくは令和元年7月31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

対象期間中に、国保に継続して加入していた人には、3月下旬から、また、後期高齢者医療制度に加入していた人には、4月下旬から順次、支給のお知らせを送付しますので、申請してください。

#### ■助成内容

	0歳～3歳未満	3歳～中学3年生
入院	◇白色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、内科・歯科別	◇白色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、内科・歯科別
通院	◇白色受給者証 【自己負担額】 1医療機関ごと、入院・通院(内科・歯科)別	◇さくら色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、内科・歯科別

### 大阪府北部地震にかかる修繕支援金

申請は3月31日(火)まで

大阪府北部地震により被害を受けた住居に対する家屋修繕支援金の申請受付は、3月31日(火)までです。

申請される人は、期限までにお手続きください。

内容 家屋修繕(外構、家具什器、電化製品は除く)に要した費用が30万円以上の場合、その修繕費用の1割を支援します。

※上限額は、全壊の場合10万円、半壊の場合5万円、その他の場合3万円です。

必要書類 申請書、委任状(世帯主以外の申請の場合)、被災証明書、通帳等振込先口座がわかるもの、領収書など修繕費用の支払額が分かる書類、写真(修繕前・後)

### プレミアム付商品券

使用は3月31日(火)まで

八幡市プレミアム付商品券の有効期限は、3月31日(火)までです。ご注意ください。

なお、未使用の商品券の払い戻しはできません。

※申請受付と販売は終了しています。

▼プレミアム付商品券に関するお問い合わせ

内閣府(専用ダイヤル) ☎0570-02-2036(平日午前9時～午後6時)

問福祉総務課(☎983-3058)

### 施設等利用給付認定について

国の制度に基づき幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している3～5歳児(教育部分については、満

3歳以上)および0～2歳児の住民税非課税世帯等の子どもの保育料や施設・事業の利用料等が無償となります(給食費・教材費・行事費等の実費料金は、無償化の対象外)。

なお、利用する施設やサービスにより、施設等利用給付認定の手続きが必要となりますので、新たに施設・事業の利用を検討されている人は上記の【表】を確認の上、下記申請受付期間に忘れず申請してください。

手続きが必要な人	手続きが必要な可能性のある人	その他
・満3歳以上で私学助成対象の私立幼稚園に在園している、または入園予定の人	・幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用している、または利用予定の人 ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等を利用している、または利用予定の人	・企業主導型保育事業所を利用している、または利用予定の人 ※内容・手続きは各事業所で確認してください。

■施設等利用給付認定の手続き

認定区分により申請要件が異なります。また、利用する施設・事業により無償化の対象となる料金および各料金の月額上限が異なります。

詳細については、窓口で配布している「施設等利用

給付認定申請要項」を確認してください(申請要項は市ホームページにも掲載しています)。

必要書類

①施設等利用給付認定申請書

②保育を必要とする理由の確認書類(2号認定または3号認定を希望する場合のみ)

※①は窓口で配付。②は、市ホームページからも入手可。

申請受付期間 令和2年4月1日からの認定を希望する場合、3月19日(木)までに申請してください。

問保育・幼稚園課(☎983-1866)



### プラスチック製容器包装の表現を変更

4月1日から「プラマーク製品」に

平成27年に「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始して以降、市民の皆さんにご協力いただいているところですが、「燃やさないごみ」に該当するプラスチック製品などが同包装の収集日に間違っ



って出されることがあります。市では、ごみの分別をより分かりやすくするため、4月1日(水)から「プラマーク(上記)」のついているものの表現を「プラスチック製容器包装」から「プラマーク製品」に変更します。なお、ごみの出し方に変更はありません。

引き続き、適正な分別収集にご協力をお願いします。※4月以降のごみ分別・収集日カレンダーは3月20日(金・祝)頃から全戸配布します。

問環境業務課(☎983-5340)